

東北町子ども向け屋内遊び場＜小川原湖交流センター「宝湖館」＞利用規約

東北町子ども向け屋内遊び場＜小川原湖交流センター「宝湖館」2階キッズコーナーおよび交流ホール＞（遊び場以外の宝湖館内で提供する催事その他のサービス等を含まない。以下「本遊び場」といいます。）は、利用者が安全に楽しく遊べる環境の提供、その中でベネフィットリスクアセスメント（※1）およびフィジカルリテラシー（※2）による概念のもとで子どもたちの発達と成長を促し、子育て支援に寄与することを目的としています。

この目的に則した利用がされるよう、東北町子ども向け屋内遊び場＜小川原湖交流センター「宝湖館」＞利用規約（以下、「本規約」といいます。）において、東北町福祉課が利用条件を定めております。

本遊び場をご利用の皆様（子どもの保護者等を含みます。以下「ご利用者」といいます。）は、本規約の内容を確認し、同意の上でご利用いただくようお願いします。なお、ご利用者には未成年も含まれますので、子どもの保護者または18歳以上の引率者およびその他付添人等（以下「保護者等」といいます。）の責任において本規約の内容を確認し、本遊び場をご利用ください。

本規約に同意せず、またはこれに違反されるご利用者におかれましては、本遊び場へのご利用をお断りもしくは退出していただくことがございますので、あらかじめご了承ください。ご利用者のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

※1「ベネフィットリスクアセスメント」

単に危険（ハザード）を取り除くのではなく、子どもの発達や教育的価値（ベネフィット）とリスクを天秤にかけ、許容可能なリスク（良い危険性）を残す管理方法

◆「ハザード」と「リスク」の区分

「ハザード」とは、排除すべき隠れた危険、子どもの能力では回避できない危険

「リスク」とは、子ども自身が予測可能で、自分の限界に挑戦する中での危険（かすり傷や転倒）

※2「フィジカルリテラシー」

身体を動かす能力、知識、意欲、社会性の4つの要素を統合し包括的に育むことが重要とする考え方で、子ども達が”できる・できない”で評価するのではなく、雰囲気を楽しんだり、自分の体を理解し、大人や友達と関わり合いながら運動を楽しむことで、運動に興味を持ち、運動習慣が身に付き、生涯にわたって運動に親しむ土台となることから多面的な発達につながるという概念

第1条（適用関係）

1. 本規約は、ご利用者と東北町との間での契約関係を定めたものです。本遊び場のご利用に関わる一切の关系到適用されるものとします。
2. 東北町は、本規約のほか、本遊び場を利用されるにあたり規則やルール等（以下、「ルール等」といいます。）を別途定めることがあります。ルール等は、その名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前項に定めるルール等と矛盾する場合には、ルール等において特段の定めがない限り、ルール等が優先して適用されるものとします。

第2条（契約の成立等）

1. 本遊び場のご利用には、受付簿へご利用者の代表となる方の氏名および利用人数ならびに本規約への同意について記入が必要となります。
2. 本遊び場のご利用にあたり、ご利用者が本規約の内容を確認し、利用簿の「利用規約の同意」欄に○印を記入し、東北町が利用の承諾した時点で、本規約に基づく契約が成立するものとします。
3. 本遊び場のご利用は無料となります。

第3条（入場の条件等）

1. ご利用者は、「宝湖館」の管理責任者等（以下、「職員等」といいます。）の指示に従っていただきます。
2. 本遊び場は、必ず保護者等が同伴し、子どものみでご利用することはできないものとします。
3. ご利用者に発熱や風邪の症状がある方等、体調不良の場合はご利用できないものとします。
4. 保護者等は、一緒に入場されたご利用者の行動を自己の責任において監督し、事故や怪我がないように排除すべき隠れた危険、ご利用者の能力では回避できない危険がないか安全管理に十分注意して、手が届く範囲・声が届く範囲・目が届く範囲を定めて見守るようにお願いします。（※1および※3）

※3「ベネフィット・リスク」

子どもが冒険心を持って挑戦する際、怪我の可能性（リスク）を自己管理・予測できる程度の良い危険性と捉え、それがもたらす成長の便益・効用（ベネフィット）を最大化する概念

第4条（利用上の注意事項）

本遊び場のご利用にあたり、以下の内容にご理解、ご了承をお願いします。

1. ご利用者は、本遊び場をご利用した際に、遊具、備品等の破損・汚損・紛失したときは、速やかに職員等へ届け出て、職員等の指示に従ってください。
2. ご利用者は、本遊び場をご利用した際に、事故や怪我が生じたときは、速やかに職員等へ届け出て、職員等の指示に従ってください。

3. ゴミ（オムツ等を含みます。）は、全てお持ち帰りください。施設内への捨て去り、置き去りしないでください。
4. 本遊び場以外の有料設備を使用する場合は、「宝湖館」の利用規約に従い、利用手続きを行ってから使用してください。

第5条（禁止事項）

本遊び場のご利用にあたり、以下の行為を固く禁じます。以下の行為が判明した場合、ご利用者におかれましては本遊び場からの退場あるいは施設への出入りをお断りすることがございます。

1. 他のご利用者に危害をおよぼし、もしくは迷惑となる行為、またはこれらのおそれがある物品もしくは動物の類を携行する行為
2. 本遊び場の施設、設備もしくは遊具等の汚損、損傷、または滅失する行為
3. 本遊び場内での飲食（施設内で許可された場所は可）、施設内での飲酒もしくは喫煙する行為
4. 許可のない広告物の掲示もしくは配布、看板もしくは立て札等の設置またはこれらに類する行為
5. 許可のない物品売買もしくは営利を目的とする勧誘、金品の募集またはこれらに類する行為
6. 危険物、発火性、引火性物質、その他法令等で所持を禁じられている物を持ち込む行為
7. 犯罪に関連する行為、風紀および秩序を乱す行為
8. 本遊び場の遊具を独占する行為
9. 電子機器等の充電または利用のために施設電力を使用する行為
10. 他のご利用者に無断で撮影、動画配信、書き込みその他SNS上へ掲載する行為
11. その他、職員等が不適切であると判断する行為

第6条（撮影およびSNS投稿等）

本遊び場で録音・撮影された写真・動画等をインターネット・SNS等に投稿する場合、他のご利用者の肖像権、プライバシーその他の権利を侵害しないよう十分ご配慮ください。

第7条（利用の制限及び休業等）

1. 東北町は、運営上合理的に必要があると判断した場合、本遊び場の人数制限、エリアや遊具等の利用制限、設備の使用制限を行うことがあります。
2. 東北町は、過去において本規約に違反したことがある方、第5条の定めに基づき、利用の制限等をされたことのある方のご利用をお断りする場合があります。
3. 天災、設備故障、社会情勢の変化、感染症の蔓延、その他やむを得ない事由により、事前の予告なく本遊び場の一部または全部を、一時的または継続的に休業する場合があります。

第8条（免責事項）

1. 本遊び場で生じた事故、怪我、障害について、東北町は一切の責任を負いません。
ただし、東北町の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでございません。
2. ご利用者は、貴重品その他物品等の所持品について自己の責任において管理するものとし、盗難、紛失につきまして、東北町は一切責任を負いません。
3. ご利用者間で生じた口論、争議、その他トラブルおよび損害等について、故意または過失を問わず自己の責任において解決するものとし、東北町は一切の責任を負いません。

第9条（損害賠償等）

1. ご利用者が、故意または過失を問わず遊具、備品等の破損・汚損・紛失した場合は、修理費等の損害について、ご利用者が賠償する義務を負うものとします。
2. ご利用者が、故意または過失を問わず他のご利用者および職員等へ損害を与えた場合は、ご利用者が賠償する義務を負うものとします。

第10条（原状回復の義務）

ご利用者は、本遊び場のご利用を終えたときは、他のご利用者に事故や怪我が生じないよう遊具等の整理整頓を行い、原状に回復する義務を負うものとします。

第11条（準拠法・合意管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本遊び場の利用に関して紛争が生じた場合は、東北町を所管する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

令和8年7月18日